

建機付属クレーン部分の 定期自主検査者安全教育のしおり

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

建機付属クレーン部分の安全教育について

クレーン機能を備えた車両系建設機械は、労働安全衛生法上は車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されています。

クレーン機能を備えた油圧ショベルの場合、油圧ショベルの部分に関しては特定自主検査を、また、油圧ショベルに付属した移動式クレーンの部分（以下「建機付属クレーン部分」という。）に関しては定期自主検査を各々行わなければならないこととなります。

クレーン機能を備えた油圧ショベルの定期（特定）自主検査は、油圧ショベルの部分に関しては「特定自主検査 資格取得研修」を、建機付属クレーン部分に関しては「移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育」（教育時間7.0時間）、又は「クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る定期自主検査者に対する安全教育」（教育時間3.5時間。以下「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」という。）を修了した者が実施することとなっています。

当協会では、当該機械の特定自主検査有資格者に対して特定自主検査と建機付属クレーン部分の定期自主検査が同時に行うことができるように、「建機付属クレーン部分の定期自主検査者安全教育」を行っています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「^{ケンキョウ}建荷協」という。）が実施する安全教育の内容及び受講手続き等について説明します。

1. 教育の受講対象者

- (A) 「車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械）」の特定自主検査の資格を保有して、その検査に従事する者。
- (B) (A)の特定自主検査の検査資格を取得するために当協会の特定自主検査資格取得研修を修了しているものの、検査実習記録表作成期間中で未だ修了証の発行を受けていない者。
- (C) 既に関係団体〔一般社団法人日本クレーン協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会〕主催の「移動式クレーンの定期自主検査者に対する安全教育」（教育時間7.0時間）、または、それに準じた一般社団法人日本建設機械工業会主催の「建機工認定移動式クレーン定期自主検査者講習会」を修了した者であって、建機付属クレーン部分について改めて本安全教育の受講を希望する者。

2. 教育の受講手続き

上記1. 受講対象者（A）、（B）、（C）で安全教育の受講を希望する方は、次の書類を整え、教育を実施する建荷協・支部に申込みを行って下さい。

- (1) 定期自主検査者安全教育受講申込書。（様式61号）
- (2) (A)、(B)、(C)の資格を証明する修了証又は写し等。

前記申込みを頂いた方は、審査の後、建荷協支部より「クレーン機能付車両系建設機械クレーン定期自主検査者安全教育受講票」が送付されますので、それに従って受講して下さい。

3. 教育カリキュラム

科 目	範 囲	教育時間 (H r)
移動式クレーン定期自主検査の意義	クレーン機能を備えた車両系建設機械の定期自主検査の目的及び検査者の役割	0. 5 0
移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識	モード切替スイッチ、キャブ又はキャノピー等の検査方法及び判定基準	0. 5 0
移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識	フックブロックの検査方法及び判定基準	0. 2 5
移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識	移動式クレーンの各種安全装置の検査方法及び判定基準	1. 0 0
移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識	つり上げ試験、旋回試験及び走行試験による移動式クレーンの能力に関する検査方法及び判定基準	0. 7 5
関係法令及び災害事例	1 労働安全衛生法、同施行令、労働安全衛生規則及びクレーン等安全規則のうち、移動式クレーンの定期自主検査に係るもの 2 災害事例	0. 5 0
教 育 時 間 合 計		3. 5 0

(注) 教育時間は最低時間を示します。また、休憩時間は含まれません。

4. 教育受講料

教 育 の 種 類	受 講 料	
	会 員	一 般
建機付属クレーン部分	7, 7 0 0 円	8, 2 5 0 円

- (注) ① 上記受講料にはテキスト代及び消費税 1 0 %が含まれています。
 ② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。
 ③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
 ④ 受講料は、教育を実施する建荷協・支部にお支払ください。
 ⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。教育開始日の 5 営業日前までは、取消費用は発生しません。同 4 営業日前から 2 営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同 1 営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
 ⑥ 上記受講料は、令和 5 年度 4 月開催の研修より適用となります。

5. 教育修了証の発行

安全教育を受講された方は、教育修了後、安全教育を受講した証として、当該教育に関する修了証が発行されます。

お問い合わせ先